○中国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
柳井市南町四丁目八九一番五から同市南町五丁目八九三番六まで	前	三〇・〇〇～五〇・〇〇メートル	〇・〇三〇キロメートル	
	後	三〇・〇〇～四二・〇〇メートル	〇・〇三〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松山市大浦六二三番から同市大浦六二八番まで	前	九・二一～九・八八メートル	〇・〇四七キロメートル	
	後	九・二四～二一・九七メートル	〇・〇四七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十六号　松山市大浦六二三番から同市大浦六二八番まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○四国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A・B・C・D　六・八〇～七七・七四メートル	一七・九二二キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　六・八〇～七七・七四メートル	一七・九二二キロメートル	
		B・C・D　一〇・一四～二五四・〇〇メートル	一七・九二四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　宇和島市文京町乙一九八六番一から同市文京町乙二〇〇四番一まで　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○四国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宿毛市平田町戸内字中大和田一八八四番一から同市和田字唐川口四三三番二地先まで	前	A　八・六〇～一二・七二メートル	三二・〇〇～六七・五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一二・七二～八・六〇メートル	三二・〇〇～五・六五〇キロメートル	
	後	A　八・六〇～一二・七二メートル	三二・〇〇～六七・五〇キロメートル	
		B　一二・七二～一六七・五〇メートル	五・六五〇～六・六五七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県幡多郡黒潮町上川口字ヌビスノ畝一五五四番二地先から同町浮鞭字浮津東分二八一九番一まで	前	九・六〇～一九・五二メートル	〇・〇七一キロメートル	
	後	一一・九〇～一九・五二メートル	〇・〇七一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所